

防災モノづくり講座から生まれました — 「防災用抗菌防臭トイレトーパー」

23、24年度と実施してきている「紙を生かした防災モノづくり講座」から、大きな可能性を持つ製品「防災用抗菌防臭トイレトーパー」が生まれました。

「紙を生かした防災モノづくり講座」は、受講された皆さんにアイデアを出していただきながら、町の紙を防災グッズに役立てた製品の開発を目指すというものです。講座では、避難所生活での衛生管理を気に掛ける案が多数出されました。今回生まれたトイレトーパーも受講者のアイデアを基にしたものです。

試作に当たっては製紙工業会や地元製紙会社、県紙産業技術センターのご協力をいただきました。専門機関による試験を行ったところ効果が実証され、すでに反響もいただいております。協議会では、是非、製品化を進めたいと考えています。

今後も「紙を生かした防災モノづくり講座」を開催し、第2・第3の紙の防災製品を考えます。



「紙を生かした防災モノづくり講座」の様子



消臭剤エルムを配合したトイレトーパー。防災意識を高めるイラストと解説をプリントしました

申込・問い合わせ ツイッターでも情報発信中!!

いの町地域雇用創造協議会(会長 いの町長)
 〒781-2110 いの町3597 いの町立伊野公民館2階
 ☎ 855-8096 ☎ 897-2210 HP: <http://www.inokoyo.jp/>
 ✉ e-mail: inokoyo@mountain.ocn.ne.jp
 電話かFAX又はメールでお問い合わせください。お気軽にどうぞ。

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

1. 伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出いただくものです。

2. 対象となる森林

保安林などを除く民有林。(地域森林計画の対象森林)
 保安林については、県への伐採許可申請が必要となります。

3. 手続き方法

- (1)届出対象者 森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。
 - ①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者
 - ②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名
- (2)届出期間及び届出先 伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

問い合わせ

届出を要しない場合や事後届出の場合もあります。また、所定の届出様式がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

■産業経済課	☎ 893-1115	☎ 893-1440
■吾北総合支所産業課	☎ 867-2313	☎ 867-2777
■本川総合支所産業建設課	☎ 869-2115	☎ 869-2938